

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年9月25日(2008.9.25)

【公表番号】特表2008-512056(P2008-512056A)

【公表日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-015

【出願番号】特願2007-530182(P2007-530182)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月11日(2008.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サービス・プロバイダからの番組信号を受信し、処理するよう適合させたビデオ処理装置を制御する方法であって、

共通の加入者アカウントに関連した第2のビデオ処理装置との、局所通信リンクを介した通信結合を設定する工程と、

受信された構成情報に応じて第1のモード及び第2のモードの一方において動作する工程であって、前記第1のモードでは、前記ビデオ処理装置は、前記第2のビデオ処理装置との、同じ場所での配置のステータスを定期的に判定し、前記同じ場所での配置のステータスの確認に応じて、前記局所通信リンクを介して認可情報を前記第2のビデオ処理装置に送信し、前記第2のモードでは、前記局所通信リンクを介した認可情報の受信によってのみ表示信号を供給するよう前記番組信号を処理する工程と、

前記認可情報が所定の期間内に受信されない場合、前記ビデオ処理装置を前記第2のモードから第3のモードに移す工程であって、前記第3のモードでは、前記ビデオ処理装置は、前記受信された番組信号の処理を停止する工程と、

前記サービス・プロバイダから受信されたコマンドに応じてのみ、前記ビデオ処理装置を前記第3のモードからスタンバイ・モードに移す工程とを備え、

前記ビデオ処理装置は、前記スタンバイ・モードからのみ、前記第1のモード及び前記第2のモードのうちの一方に移すことが可能であり、前記ビデオ処理装置は、サービス設置者、ユーザ、及び前記第2のビデオ処理装置のうちの1つから、有効な構成情報を受信する方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法であって、前記ビデオ処理装置は、前記ビデオ処理装置が、所定の期間内に前記第2のビデオ処理装置との通信を設定できない場合に、前記第1のモードから前記第3のモードに移される方法。

【請求項3】

請求項1記載の方法であって、前記第1のモードでは、前記ビデオ処理装置は、同じ場所での配置のステータスを有しており、前記局所通信リンクを介して前記共通の加入者アカウントに関連した他のビデオ処理装置全てを発見し、前記他のビデオ処理装置を前記第2のモードに入れる旨の構成情報を前記他のビデオ処理装置に送信する方法。

【請求項 4】

請求項 3 記載の方法であって、前記第 1 のモードでは、前記ビデオ処理装置は、前記他のビデオ処理装置のそれぞれの前記同じ場所での配置のステータスを定期的に判定し、同じ場所での配置のステータスが前記局所通信リンクを介して確認される各ビデオ処理装置に認可情報をそれぞれ送信する方法。

【請求項 5】

サービス・プロバイダからの番組信号を受信し、処理するよう適合させたビデオ処理装置であって、

前記サービス・プロバイダからの前記番組信号を受信する信号入力と、

表示信号を供給するよう受信コンテンツを処理する処理装置と、

局所通信リンクを介した第 2 のビデオ処理装置との通信を設定する通信装置と、

受信された構成情報に応じて第 1 のモード及び第 2 のモードの一方で前記ビデオ処理装置を入れるコントローラとを備え、前記第 1 のモードでは、前記ビデオ処理装置は、前記第 2 のビデオ処理装置との、同じ場所での配置のステータスを定期的に判定し、前記同じ場所での配置のステータスの確認に応じて、前記局所通信リンクを介して認可情報を前記第 2 のビデオ処理装置に送信し、前記第 2 のモードでは、前記局所通信リンクを介した認可情報の受信によってのみ表示信号を供給するよう前記受信された番組信号を処理し、前記コントローラは、前記認可情報が所定の期間内に受信されない場合、前記ビデオ処理装置を前記第 2 のモードから第 3 のモードに移し、前記第 3 のモードでは、前記ビデオ処理装置は、受信されたコンテンツの処理を停止し、前記コントローラは、前記サービス・プロバイダから受信されたコマンドに応じてのみ、前記ビデオ処理装置を前記第 3 のモードからスタンバイ・モードに移し、前記コントローラは、前記スタンバイ・モードからのみ、前記ビデオ処理装置を前記第 1 のモード及び前記第 2 のモードのうちの一方に移すことができ、有効な構成情報がサービス設置者、ユーザ、及び前記第 2 のビデオ処理装置のうちの 1 つから受信されるビデオ処理装置。

【請求項 6】

請求項 5 記載のビデオ処理装置であって、前記第 1 のモードでは、前記通信装置は、前記局所通信リンクに結合された他のビデオ処理装置全てに、同じ場所での配置の検証メッセージを送信し、前記コントローラは、同じ場所での配置のステータスを有しており、前記共通の加入者アカウントに関連した他のビデオ処理装置全てに前記局所通信リンクを介して、前記他のビデオ処理装置を前記第 2 のモードに入れる旨の構成情報を送信するビデオ処理装置。

【請求項 7】

請求項 6 記載のビデオ処理装置であって、前記第 1 のモードでは、前記コントローラは、前記他のビデオ処理装置のそれぞれの前記同じ場所での配置のステータスを定期的に判定し、同じ場所での配置のステータスが前記局所通信リンクを介して確認される各ビデオ処理装置に認可情報をそれぞれ送信するビデオ処理装置。